

あきる野市介護サービス事業所等 燃料等価格高騰対策支援給付金（令和7年度）

あきる野市では、原油価格や電気・ガス料金等の高騰を受けている介護サービス事業所等を支援するため、市内の介護サービス事業所等に対して燃料等価格高騰対策支援給付金を支給します。

1 支給対象者

令和7年10月1日において、介護保険法、老人福祉法又は高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、あきる野市内で別表に掲げる介護サービス事業所等を運営する法人とします。

2 給付金の額

給付金の額は、別表の介護サービス事業所等のサービス種別ごとに右欄に定める支給金額とします。

【別表】

介護サービス事業所等のサービス種別	支給金額 (1事業所当たり)
介護老人福祉施設（短期入所生活介護を含む。）・介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む。）・養護老人ホーム	65万円
通所介護・通所リハビリテーション・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・有料老人ホーム（特定施設入所生活介護の指定のあるもの）	30万円
訪問介護	20万円
訪問リハビリテーション・訪問入浴介護・訪問看護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・短期入所生活介護（併設事業所を除く。）・軽費老人ホーム・有料老人ホーム（住宅型）・サービス付き高齢者向け住宅・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護	15万円
居宅介護支援・福祉用具貸与・特定福祉用具販売（福祉用具貸与と重複した事業所は除く。）・介護予防支援（地域包括支援センターの設置者に限る。）・あきる野市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所（訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護を重複して実施する事業所を除く。）	5万円

※介護サービスと介護予防サービスを一体的に実施している場合には、1事業所とみなします。

※訪問看護、通所リハビリテーションは、みなし指定医療機関を除きます。

※訪問リハビリテーションは、みなし指定医療機関及びみなし指定介護老人保健施設を除きます。

※次に該当する者（事業所）については、対象としません。

- ・介護サービス事業所等の同一建物に併設される障害福祉サービス等事業所が、別に定めるあきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領に基づき給付金の支給を受ける場合
- ・給付金の申請時において、休止又は廃止により利用者の受入れが行われていない場合
- ・給付金の申請時より直近3か月間において、利用者の受入れ実績がない場合

4 提出書類・申請方法

「介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、メール又は郵送でご提出ください。

5 申請期限 令和7年12月19日（金） ※事業の詳細、申請等は下記までお問合せください。

<問合せ・申請先>

健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係
〒197-0821 あきる野市二宮350番地
TEL 042-558-1969（直通）
E メール 050301@akiruno-info.tokyo.jp